

- 一 薄羅紗又はうこん木綿、或はもんばの類にて、晝夜とも腹を二重ほどまき置べし、
- 一 桶に湯をいれ、からしの粉を五勺計り、其中に加へて、折々兩脚の三里の邊まで浸すべし、
- 一 一家の内に、何にても炷ものをなして、濕氣を除くべし、
- 一 一切の菓類を多く食ふべからず、

同 治法

一 此病をうけたりと知らば、熱き茶の中へ、其茶の三分一燒酎を入れ、砂糖すこしを加へてのむべし、又座敷をたてこめて風にあたらぬやうになし、其上羅紗のきれ又はもんばに燒酎をつけて、摠身を殘る方なくこすりてよし、

但し手足又は腹などへよく意をつけ、ひえるところあらば、溫鐵或は溫石をあたくめ、布につゝみ浴湯せしほどの心持になるまで摩擦べし、

于時安政第五戊午年八月

施印

〔泰平年表 四編 二〕安政八年十月廿一日、流行之暴瀉病ニ而死亡候者、取置候寺院より届之義に付、申上候書付御届、

先般流行之病症に而、死亡候者、格外多輩之趣に相聞候間、去月中、右病に而死亡之者、取置候分、身分并男女に不抱員數御府内寺院銘々より書出し候様、諸宗觸頭共へ申達處、追而届出候に付、摠人數取調候處、左之通御座候、身分并男女に不拘、總人數二万八千四百二十一人、内土葬九千九百廿三人、右は此程迄に、追々届出候分に而、いまだ届後に相成候分も、可有之候得共、凡取調入御聽置申候、

〔武江年表 十一〕文久二年七月の半よりは、暴瀉の病にまさりし急症やむ者多くこれあり、こは老少をいはず、即時兆し、吐瀉甚しく、片時の間に取詰て、救藥すべからず、死後總身赤くなるもの多